

## 2024 年度 琉球大学「課外活動団体奨励事業」実施要領

(2024 年 4 月 26 日 学生生活委員会了承)

(2024 年 6 月 11 日 学生支援担当理事決裁)

### 1. 実施趣旨

課外活動について、スポーツや文化活動を通じて学生の教養を深め、社会性を養成するといった大学教育の目的に適うものと捉え、その教育的意義から琉球大学（以下「本学」という。）の学生の自主的な活動を支援することを目的として、本学が認可する課外活動団体（以下「公認サークル」という。）の活動に要する費用の一部を助成する。

### 2. 支援の対象

本事業の助成を希望し、下記の全てを満たす団体及びその活動を対象とする。

- (1) 琉球大学学生通則第 7 条又は第 9 条に基づく団体設立の届け出（新規又は継続）を行い、2024 年度の公認サークルの認可を受けていること。
- (2) 支援対象期間（2024 年 6 月 1 日～2024 年 12 月 31 日）内に実施する、公認サークルの設置趣旨に沿った活動であること。
- (3) 本学が実施を予定する「課外活動を安全に実施するための研修」等の受講意思があること。

### 3. 予算規模

予算額（単年度事業） 100 万円

※「公益財団法人スポーツ安全協会 スポーツ活動等普及奨励助成事業」からの助成金 50 万円を含む。

### 4. 支援の内容

- (1) 助成金額 1 団体につき 5 万円（1 団体当たり 1 申請のみ）を上限に実費支援する。
- (2) 支援の方法 助成金は精算払いとし、本学の会計に関する諸規程等に基づき支給する。
- (3) 支援の範囲

下記の費用を対象とする。なお、物品（備品や消耗品等）の購入は他の事業において支援予定のため対象外とし、また、スポーツ安全協会の助成金の性質から、飲食費及び人件費（アルバイトの雇用や謝金）も対象外とする。

費目	提出書類の例
① 旅費交通費（県内外への遠征等に要する航空賃、船舶料及び電車賃等）	遠征（大会）の概要（パンフレット等）、支払った金額が記載された書類（領収書等）、搭乗者名が記載された搭乗案内（いわゆる航空券半券）・搭乗証明書等
② 参加費（競技会、競技の安全実施や技術力向上に資する講習会・研修会の参加費用）	参加する大会・講習会等の概要、参加日や支払った金額が記載された書類（領収書等）、参加を証明する書類等（参加証、表彰状の写し等）
③ 借上・使用料、借用料（演奏会等の会場費、設備等の使用料、機材等の借用料等）	イベントの企画書（申請団体と会場・設備等との関係が分かるもの）、使用日時や支払った金額が記載された書類（領収書等）、使用を証明する書類等

### 5. 申請方法等

- (1) 申請方法 支援を希望する公認サークルは、様式 1「琉球大学課外活動団体奨励事業申請書」及び「口座への振込依頼書 様式 2（企業用）」（サークルの振込先の口座情報）に必要

事項を記入し、同申請書に記載の「提出書類」と合わせて学生支援課学生係に直接申請する（郵送又はメールでの申請を認めない）。

なお、本学が指定する費用ごとに指定する提出書類（上述 4-(3) 参照）を準備できることをあらかじめ確認すること。

(2) 申請受付期間 2024 年 7 月 11 日（木）8:30 ～ 2024 年 12 月 25 日（水）17:15

※ 助成確定額が予算額に達し次第、事業を終了する。

## 6. 審査・採択結果の通知

- (1) 学生支援課学生係は、申請書類を受付順に審査する。
- (2) 審査の結果、支援要件を満たす公認サークルを受付順に採択する。なお、助成確定金額が予算額に達した時点で事業を終了する。
- (3) 学生支援課学生係から申請のあった公認サークルへ、審査結果をメールで通知する。
- (4) 上記(2)に関し、採択した公認サークルから辞退の申し出があったとき（対象となる活動を実施できなかった場合を含む）や、次項「7.」の報告において採択取消となる公認サークルがあったとき、不採択となった申請要件を満たす公認サークルから受付順に追加採択する場合がある。

## 7. 対象活動実施後の手続等

(1) 活動の報告 公認サークルは、様式 3「琉球大学課外活動団体奨励事業報告書」に必要事項を記入し、費用ごとに指定する提出書類（上述 4-(3) 参照）と合わせて学生支援課学生係に直接提出する（郵送又はメールでの提出を認めない）。

(2) 提出期限 原則として活動実施日から 2 週間以内

(3) 費用の支払い

- ① 公認サークルは、支払手続に係る書類（上記(1)で提示）を作成し学生支援課学生係へ提出する。
- ② 学生支援課学生係は、本学の会計に関する諸規程等に基づき、費用の支払手続を行う。

## 8. 手続に関する留意事項

採択された又は申請要件を満たす公認サークルであっても、次のいずれかに該当すると本学が判断した場合は、採択の取消しをし、支援しない。

- ① 本実施要領に定める手続を行わない又は本学が求める書類を提出できない場合
- ② 本事業の実施趣旨及び当該公認サークルの活動目的に沿わない活動の場合
- ③ 営利を主たる目的とした活動の場合
- ④ 当該公認サークルにおける活動で使用等したことを確認できない場合又は私的利用を疑う場合（いずれも根拠を提示できない場合）
- ⑤ 当該公認サークル以外の団体又は個人並びに当該公認サークルの学生以外の者（顧問教員、指導者（コーチ等）及び OB（引退した学生を含む）等）に供与する場合

## 9. 本件担当・問い合わせ先

学生部学生支援課学生係（共通教育棟 1 号館 1 階 学生支援課事務室内）

対応時間：平日 8:30～17:15 電話：098-895-8125, 8127 E-mail：[gkgkari@acs.u-ryukyu.ac.jp](mailto:gkgkari@acs.u-ryukyu.ac.jp)

以上